

個別延長給付の施行状況(平成21年改正後)

○ 特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長(個別延長)

	4月	5月	6月	7月	8月	4月～8月累計
初回受給者数	22,165人	45,484人	51,612人	59,454人	57,939人	236,654人
(対象地域)	(29道府県)	(30道府県)	(30道府県)	(34道府県)	(34道府県)	(34道府県)

※基本手当支給終了年月日が平成21年3月31日の初回受給者数、1,708人。

(H21改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化

(◎は3年間の暫定措置)

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月（解雇等の離職者と同様の扱い）
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長（例えば所定給付日数が90日の場合→150日）

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ（給付率について、30%→40%又は50%）
- ◎ 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大（年長フリーター層を追加）・給付率の引上げ（30%→40%）

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置（40%→50%）を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半）を平成21年度に限り、0.4%引下げ（1.2%→0.8%）

施行期日：平成21年3月31日（育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日）

* 船員保険法についても、雇用保険法に準じて改正。

高年齢雇用継続給付の概要

1 支給対象者

60 歳時点に比して賃金額が 25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者）

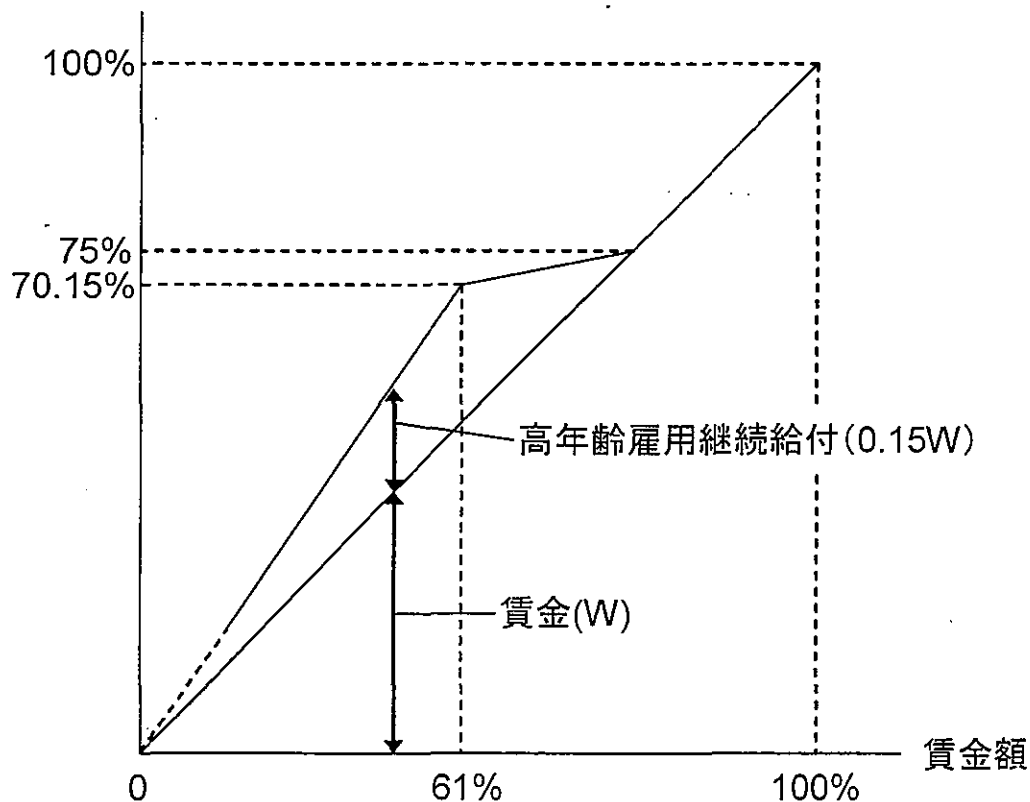
2 給付額

60 歳以後の賃金の 15%（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15%を超え 75%未満の場合は逡減した率）

3 支給期間

65 歳に達するまでの期間

賃金額＋給付額



(注) 100%は60歳時点の賃金である。

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
	(前年比)		(前年比)	
平成18年度	125,382	(20.7)	110,503,006	(△ 12.0)
平成19年度	179,400	(43.1)	112,548,921	(1.9)
平成20年度	199,806	(11.4)	124,820,924	(10.9)
平成19年 8月	12,501	(55.9)	9,115,073	(2.7)
9月	12,177	(34.8)	9,521,876	(△ 0.6)
10月	12,726	(46.1)	9,347,480	(6.1)
11月	15,117	(34.8)	9,729,304	(2.7)
12月	14,917	(27.1)	9,221,594	(5.8)
平成20年 1月	12,856	(18.9)	9,805,874	(4.4)
2月	12,928	(19.4)	9,278,931	(8.2)
3月	15,839	(14.8)	10,023,417	(4.9)
4月	13,962	(12.3)	9,198,601	(9.6)
5月	20,106	(8.7)	9,911,655	(4.2)
6月	25,479	(18.8)	9,729,434	(11.1)
7月	21,576	(20.2)	10,670,357	(8.4)
8月	13,012	(4.1)	9,919,127	(8.8)
9月	13,332	(9.5)	10,582,391	(11.1)
10月	13,228	(3.9)	10,348,392	(10.7)
11月	15,413	(2.0)	10,700,267	(10.0)
12月	15,214	(2.0)	10,430,862	(13.1)
平成21年 1月	14,556	(13.2)	11,147,126	(13.7)
2月	14,956	(15.7)	10,656,491	(14.8)
3月	18,972	(19.8)	11,526,221	(15.0)
4月	17,450	(25.0)	10,771,138	(17.1)
5月	24,012	(19.4)	11,441,411	(15.4)
6月	29,809	(17.0)	11,528,725	(18.5)
7月	25,882	(20.0)	12,424,364	(16.4)
8月	15,752	(21.1)	11,607,437	(17.0)

(注1) 各年度の数値は、年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

過去の雇用保険部会での報告書

平成18年12月27日

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（抜粋）

第3 今後の課題

- ① マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、今後とも議論すべきである。
- ② 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65歳以降への対処について、今後とも検討すべきである。
- ③ 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成12年及び15年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から抜本的な適正化を行ったことから、当面、給付水準を変更すべきではなく、15年改正の効果をさらに見極めるべきである。
- ④ 失業認定等基本手当に係る制度の運用や育児休業給付等その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行っていくべきである。
- ⑤ 高年齢雇用継続給付については、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに60歳に達した者を対象とする。）。
なお、給付内容については、当面現状維持とすべきである。また、改正高年齢者雇用安定法の的確な施行に努める必要がある。
- ⑥ 育児休業給付については、「雇用保険部会審議経緯」（平成17年1月14日、第29回労働政策審議会職業安定分科会配付資料）に留意すること。
- ⑦ 雇用安定事業等については、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。

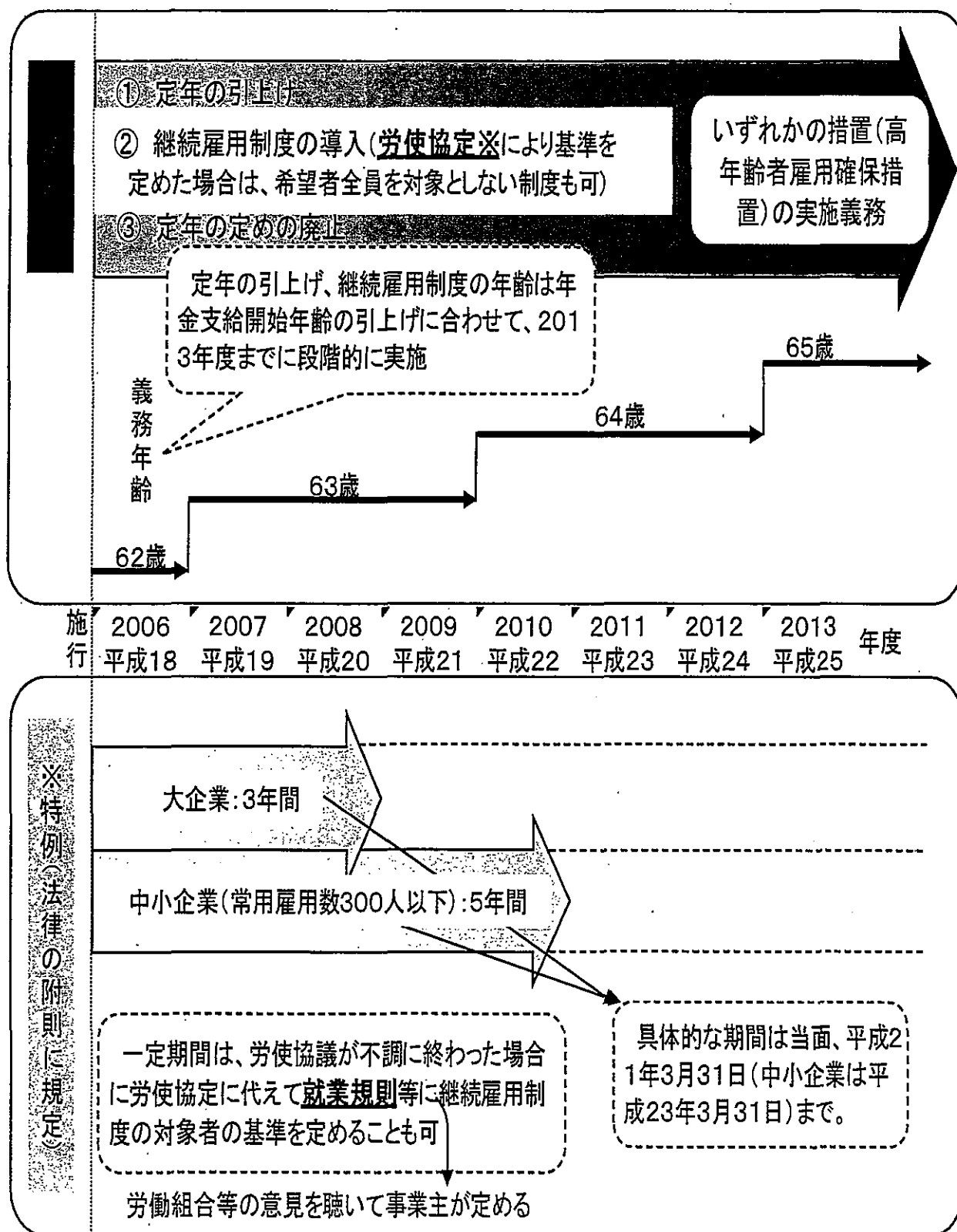
平成20年12月25日

雇用保険部会報告（抜粋）

4 今後の課題

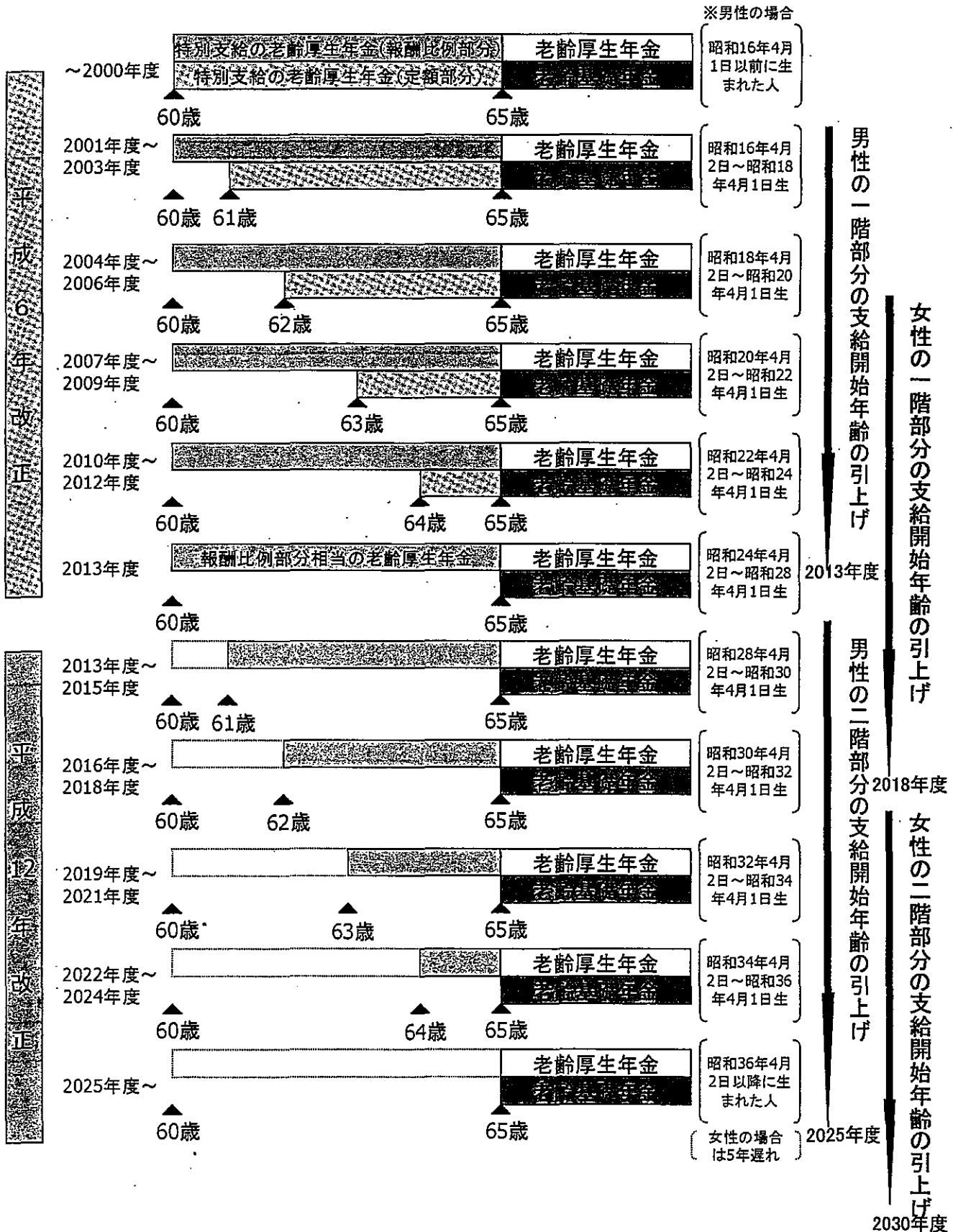
- 平成22年度以降の雇用保険料率のあり方や、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において「今後の課題」とされた65歳以降への対処等については、今後の雇用失業情勢や雇用保険の財政状況を見極めつつ、引き続き検討すべきである。

図表 1 : 高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施義務年齢

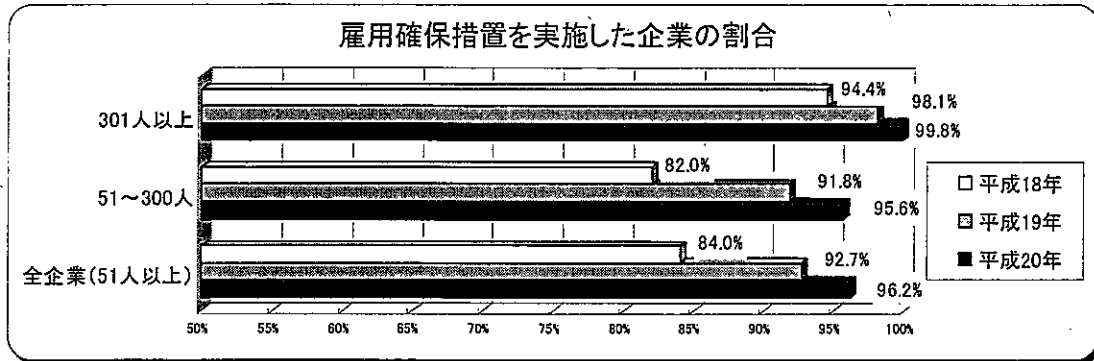


図表2: 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

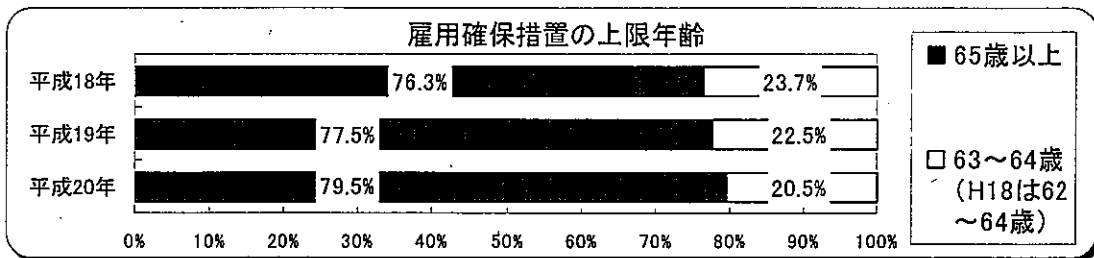
支給開始年齢の引上げのスケジュール



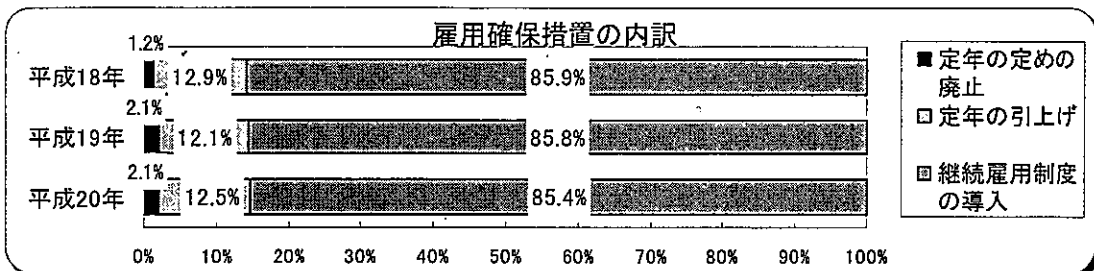
図表 3 - 1



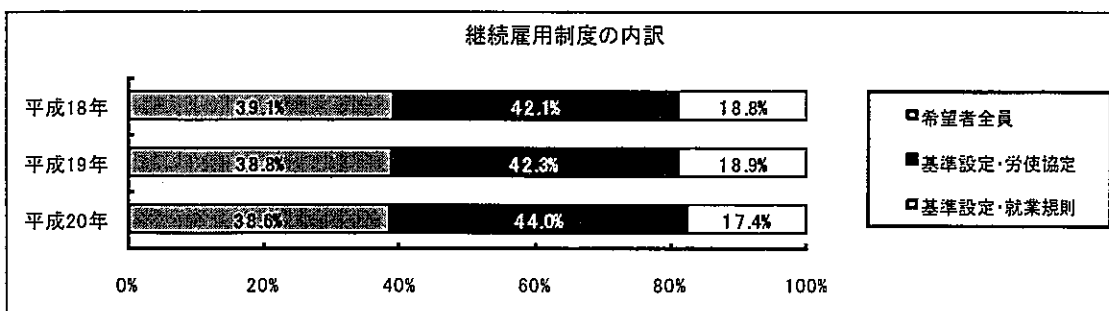
図表 3 - 2



図表 3 - 3



図表 3 - 4



資料出所「平成20年度 高齢者雇用状況報告」

高年齢求職者給付金の支給状況

《概要》

同一の適用事業主に65歳以前から引き続いて雇用されている65歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の概要	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

（単位：人、%、千円）

	受給者数		支給金額	
		（前年比）		（前年比）
平成16年度	110,024	（△ 11.2）	24,249,472	（△ 27.9）
平成17年度	108,194	（△ 1.7）	23,630,192	（△ 2.6）
平成18年度	109,877	（ 1.6）	23,870,545	（ 1.0）
平成19年度	114,024	（ 3.8）	24,799,937	（ 3.9）
平成20年度	134,569	（ 18.0）	29,085,114	（ 17.3）
平成20年4月	21,107	（ 5.1）	4,733,559	（ 4.4）
5月	17,959	（△ 0.2）	3,942,012	（△ 0.2）
6月	9,624	（ 1.3）	2,074,320	（ 1.1）
7月	9,065	（ 9.0）	1,973,959	（ 7.4）
8月	7,674	（△ 0.5）	1,671,833	（△ 0.6）
9月	7,832	（ 21.5）	1,672,501	（ 21.9）
10月	9,882	（ 17.7）	2,124,594	（ 17.4）
11月	7,368	（ 4.8）	1,550,200	（ 4.7）
12月	7,122	（ 41.5）	1,481,974	（ 39.1）
平成21年1月	11,462	（ 50.1）	2,472,533	（ 49.3）
2月	12,844	（ 43.1）	2,740,827	（ 42.9）
3月	12,630	（ 83.2）	2,646,801	（ 82.9）
4月	29,019	（ 37.5）	6,365,156	（ 34.5）
5月	24,834	（ 38.3）	5,410,896	（ 37.3）
6月	14,781	（ 53.6）	3,152,281	（ 52.0）
7月	13,526	（ 49.2）	2,918,624	（ 47.9）
8月	10,162	（ 32.4）	2,184,273	（ 30.7）

（注1）各年度の数値は年度合計値である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、支給要件期間^(注2)が3年以上（※）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長^(注3)が行われた場合には最大4年）以内にある者。

※ ただし、初めて受給する場合は、当分の間、支給要件期間を1年以上に緩和。

（注1）雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は5,436講座（平成21年10月1日現在）。

（注2）「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注3）「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

教育訓練給付の支給実績

(単位:人、%、円)

	合 計	
	受給者数(前年比)	支給金額(前年比)
平成16年度	230,623 (△50.9)	23,774,320,122 (△73.5)
平成17年度	159,066 (△31.0)	11,807,546,776 (△50.3)
平成18年度	138,982 (△12.6)	10,343,182,215 (△12.4)
平成19年度	122,721 (△11.7)	9,027,362,887 (△12.7)
平成20年度	123,866 (0.9)	7,422,472,676 (△17.8)
平成19年 8月	12,426 (△22.7)	947,021,298 (△27.6)
9月	9,284 (△19.1)	666,173,196 (△16.2)
10月	13,695 (△16.9)	1,020,741,847 (△17.2)
11月	15,380 (△ 4.7)	950,767,111 (△ 9.8)
12月	10,726 (△ 6.6)	644,246,198 (△ 8.5)
平成20年 1月	8,195 (△ 3.2)	563,288,871 (△ 2.9)
2月	7,654 (△ 0.9)	523,780,460 (△ 6.2)
3月	9,093 (△ 2.3)	697,734,545 (△ 5.6)
4月	10,373 (0.5)	888,189,288 (△ 3.3)
5月	7,978 (△ 7.5)	592,354,103 (△16.2)
6月	7,552 (△ 4.0)	509,089,639 (△15.7)
7月	10,997 (16.3)	776,741,756 (△ 1.0)
8月	13,846 (11.4)	899,326,093 (△ 5.0)
9月	12,391 (33.5)	779,870,868 (17.1)
10月	15,548 (13.5)	1,011,888,998 (△ 0.9)
11月	12,735 (△17.2)	521,249,303 (△45.2)
12月	9,428 (△12.1)	367,674,222 (△42.9)
平成21年 1月	7,640 (△ 6.8)	326,150,772 (△42.1)
2月	6,398 (△16.4)	256,633,034 (△51.0)
3月	8,980 (△ 1.2)	493,304,600 (△29.3)
4月	10,305 (△ 0.7)	577,970,656 (△34.9)
5月	8,190 (2.7)	312,655,146 (△47.2)
6月	9,440 (25.0)	308,876,216 (△39.3)
7月	11,568 (5.2)	407,793,417 (△47.5)
8月	14,129 (2.0)	525,947,539 (△41.5)

(注) 支給金額は業務統計値である。

短期雇用特例求職者給付金の支給状況

《 概要 》

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月（注１）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の３０日分（注２）の一時金が支給される。

注１）雇用保険法附則第３条の規定により、実質的には４月と２２日で足りる。

注２）当分の間は４０日分

（単位：人、千円）

	受給者数		支給金額	
		(前年度比)		(前年度比)
平成16年度	253,910	(△ 8.0)	63,416,426	(△ 10.4)
平成17年度	235,339	(△ 7.3)	58,283,923	(△ 8.1)
平成18年度	220,509	(△ 6.3)	54,503,221	(△ 6.5)
平成19年度	199,512	(△ 9.5)	41,789,624	(△ 23.3)
平成20年度	181,924	(△ 8.8)	35,331,519	(△ 15.5)
平成20年4月	19,506	(6.6)	4,004,490	(△ 15.0)
5月	11,069	(△ 13.8)	2,272,450	(△ 31.6)
6月	6,857	(△ 8.0)	1,328,613	(△ 26.4)
7月	4,890	(△ 5.6)	788,999	(△ 25.0)
8月	4,542	(△ 10.5)	743,190	(△ 30.2)
9月	2,454	(6.0)	455,181	(△ 17.9)
10月	1,452	(△ 13.7)	266,141	(△ 32.4)
11月	3,385	(△ 32.9)	606,257	(△ 35.4)
12月	21,747	(△ 3.1)	3,887,360	(△ 4.2)
平成21年1月	62,543	(△ 14.3)	12,470,818	(△ 15.5)
2月	29,986	(△ 8.2)	5,837,415	(△ 8.9)
3月	13,493	(△ 0.1)	2,670,605	(△ 1.7)
4月	18,252	(△ 6.4)	3,688,844	(△ 7.9)
5月	9,436	(△ 14.8)	1,901,380	(△ 16.3)
6月	6,054	(△ 11.7)	1,142,379	(△ 14.0)
7月	4,606	(△ 5.8)	720,773	(△ 8.6)
8月	4,084	(△ 10.1)	638,386	(△ 14.1)

（注１）各年度の数値は年度合計値である。

（注２）支給金額は業務統計値である。

（注３）平成19年10月1日以降の離職者より給付日数30日（当分の間40日）に改正している。

日雇労働求職者給付金について

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。（認定日ごとに現金で支給。）

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分	印紙保険料額(労使折半)
第 1 級	7,500円	11,300円以上	176円
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満	146円
第 3 級	4,100円	8,200円未満	96円

* 1 日雇労働被保険者の要件

日雇労働者であって次のいずれかに該当する者

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ なお、直近 2 月の各月に、同一事業主に 18 日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者

* 2 支給日数

受給資格決定月における最大支給日数は、前 2 月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13 日（印紙 26 から 31 枚）～17 日（印紙 44 枚以上）。

日雇労働求職者給付金の支給状況

(単位：人、千円)

	被保険者数	受給者実人員				支給金額			
			1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級
平成16年度	33,337	19,490	16,096	2,065	1,399	18,110,221	15,772,999	1,571,444	764,066
平成17年度	29,770	17,232	14,067	2,020	1,201	15,390,424	13,334,030	1,407,564	646,752
平成18年度	26,244	15,103	12,251	1,780	1,115	13,046,361	11,148,488	1,304,494	592,356
平成19年度	24,638	14,259	11,535	1,746	1,022	12,457,157	10,620,582	1,283,971	551,052
平成20年度	24,556	13,566	10,903	1,772	938	11,931,552	10,115,073	1,299,545	516,637
平成20年 6 月	24,612	13,413	10,811	1,648	956	918,690	785,409	94,097	39,184
7 月	24,338	13,319	10,770	1,651	933	988,461	841,674	102,901	43,886
8 月	24,743	13,736	11,049	1,761	952	985,918	838,563	105,108	42,246
9 月	24,717	13,581	10,870	1,803	955	1,016,795	856,652	115,314	44,829
10月	24,583	13,471	10,837	1,746	922	987,286	836,763	107,576	42,948
11月	24,555	13,464	10,819	1,762	903	889,740	752,259	100,155	37,326
12月	24,605	13,450	10,741	1,850	934	796,646	666,496	92,783	37,367
平成21年 1 月	24,584	14,949	11,884	2,216	966	1,459,657	1,236,714	165,683	57,261
2 月	24,648	12,931	10,286	1,757	943	835,324	701,185	95,238	38,901
3 月	24,613	12,483	9,879	1,770	904	911,347	760,434	107,793	43,120
4 月	24,486	12,576	9,997	1,729	884	922,995	775,531	107,378	40,086
5 月	24,399	12,438	9,926	1,742	848	1,007,174	853,261	114,024	39,889
6 月	24,839	11,724	9,172	1,733	876	876,913	731,260	105,301	40,353
7 月	24,934	11,603	9,022	1,702	897	857,579	712,906	102,722	41,952

(注1) 年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は事業月報による暫定値であるため、各月の累計は年度計に必ずしも一致しない。

(注2) 被保険者数は、日雇労働被保険者手帳交付数により推計したものである。